

UIJ ターン新規就業支援事業（移住支援事業・マッチング支援事業・  
地方移住支援窓口機能強化事業）実施要領

(趣旨)

第1 北海道と道内市町村が共同して実施する UIJ ターン新規就業支援事業（移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業）に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 「北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略」及び道内市町村ごとに作成している「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、北海道内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と道内市町村が共同で移住支援事業及び地方移住支援窓口機能強化事業を予算の範囲内で実施、北海道がマッチング支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、北海道と道内市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。

この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、北海道が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 各事業の概要は、次のとおりとする。

1 移住支援事業

北海道が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者等が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、北海道と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

北海道が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）を開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のマッチングサイトへの掲載を行う。

3 地方移住支援窓口機能強化事業

市町村等が、都市住民の立場・視点を把握する大都市圏の企業人材を市町村の移住支援窓口機能の強化のために受け入れを行う。

(各事業の実施)

第5 各事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

北海道は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理及び返還請求、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は次のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、次のアに定める要件を満たす者のうち、イ～オまでのいずれかの要件を満たした者の申請に基づき、キに定める方法により、カの要件を満たす2人以上の世帯の場合にあっては最大100万円、単身の場合にあっては最大60万円の移住支援金を支給する。なお、令和4年4月1

日以降令和5年3月31日までに18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算できることとする。

#### ア 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

##### （ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

##### （イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 平成31年4月1日以降に道内の移住支援金を支給する市町村に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、市町村において、移住者の定住の確認期間が必要なときは、必要な申請開始時期を設定することができる。
- c 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

##### （ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他北海道及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

#### イ 就業に関する要件

##### （ア）一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2（1）アに示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に在職していること。
- e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記bの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

##### （イ）専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチ

ング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- c 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 起業に関する要件

1年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定を受けていること。

エ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

オ 本事業における関係人口に関する要件

実施市町村や地域の人々との関わりを有する者（関係人口）のうち、実施市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認めていること。また、実施市町村において、北海道等関係機関と調整のうえ、本事業における関係人口の対象範囲を明確化し、先に国に提出した「2024年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））」実施計画の付属資料として添付していること。

カ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 申請・支給方法

(ア) 予備登録申請

市町村が第5の1の(1)のアの(イ)のbにより必要な申請開始時期を設定したときは、移住支援金の申請を予定している者に対し、2(1)アに示す対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は、就業後1か月以内に、起業及びテレワーク移住又は関係人口要件での移住をする場合は、転入後1か月以内に「移住支援金交付予備登録申請書」（様式1）を移住先の市町村に提出させることができる。

(イ) 申請

移住支援金の申請者は、転入後、かつ、2(1)アに示す対象法人に在職した後、「移住支援金交付申請書」（様式2、様式2別紙1、2）、移住者の就業先の「就業証明書（移住支援金の申請用）」（様式3）及び本人確認書類に加え、上記アの要件を満たし、かつ、イ、ウ、エ又はオの要件、また、世帯向けの金額を申請する者についてはカの要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する

(ウ) 支給方法

市町村は、(イ)の申請が上記アの要件を満たし、かつイ、ウ、エ又はオの要件、また、世帯向けの金額を申請する者についてはカの要件に該当すると認めるときは、「UIJターン新規就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書」（様式4）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(エ) 交付決定通知書の再交付

申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、各市町村が定める移住支援金交付決定通知書再交付願(以下「再交付願」という。)を移住先の市町村に提出しなければならない。

(オ) 再交付決定及び通知

前項に規定する再交付願を受理した市町村は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「UIJ ターン新規就業支援事業に係る移住支援金交付決定通知書(再交付)」(様式 5)を、再交付願を提出した申請者に交付する。

(2) 移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を支給した市町村から転出した場合

(ウ) 上記第 5－1－(1)－イにおいて、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 上記(1)ウに係る交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を支給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

ア 市町村は、移住支援金の申請及び支給に関する情報、移住支援金返還対象者に関する情報について、北海道と共有することとする。

イ 北海道は、上記(1)ウに係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村と共有することとする。

## 2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

北海道は、アに定める要件に該当する移住支援金の対象の求人であって、週 20 時間以上の無期雇用契約で勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域であるものについての求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

ア 移住支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

(イ) 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業(資本金が概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村の推薦に基づき北海道が必要と認める法人を除く。)ではないこと。

(ウ) 次に掲げるみなしだ企業でないこと。

a 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

b 発行株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

c 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

※上記項目の資本金 10 億円以上の法人が第 5－2－(1)－ア(イ)で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金 10 億円以上の法人として考慮しない。

(エ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以

外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。) を採用する法人を除く。) ではないこと。

(才) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 市町村が推薦する支援金対象法人

ア 市町村は、2 (1) ア(イ)にもとづき、法人の推薦を行う場合は、「UIJ ターン新規就業支援事業の支援対象企業に係る協議書」(様式6)、「マッチング支援事業における移住対象法人に係る登録申請推薦依頼書」(様式6別紙)、「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書」(様式7) 及び移住支援金の対象法人の登録申請者に提出させた添付書類により、北海道と協議する。

イ 北海道は、上記に係る協議結果を市町村及び当該法人に通知する。

(3) 移住支援金の対象法人の選定

北海道は、次の申請が(1)アの要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

ア 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者のうち、上記2 (1) ア(イ)の要件を満たす者は、「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書」(様式7) 及び「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」(様式7別紙1) を北海道に提出し、登録申請を行う。

移住支援金の対象法人の登録申請者のうち、上記2 (1) ア(イ)の要件を満たさない者は、「マッチング支援事業における移住対象法人に係る推薦依頼書」(様式6別紙)、「マッチング支援事業における移住支援金の対象法人に係る登録申請書」(様式7) 及び「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」(様式7別紙1) を、本社又は求人予定のある事業所が所在する移住支援金交付市町村のいずれかに提出し、推薦を依頼する。ただし、移住支援金交付市町村に本社又は求人予定のある事業所のいずれも所在しない場合は、この限りではない。

イ 登録

北海道は、アの申請が(1)アの要件に該当すると認めるときは、移住支援金対象法人の登録を行うものとする。

(4) マッチングサイトへの掲載

ア 移住支援金の対象法人の登録申請者は、UIJ ターン新規就業支援事業委託業務の受託者(以下「受託者」という。)が定める移住支援金対象求人広告等のデータを北海道及び受託者に提出する。

イ 北海道及び受託者は、上記(4)アで提出された移住支援金対象求人データをマッチングサイトに掲載する。

ウ 移住支援金対象法人は、掲載した求人に採用が決まったら速やかに北海道に報告し、履歴事項全部証明書及び労働(雇用)保険料の領収書(写し)または納入証明書に加え、資本金10億円以上の法人が移住支援金対象法人の発行済株式を所有している場合は、株主リストを提出するものとする。また同様に、採用した者が、移住支援金の申請日から1年以内に退職した場合又は居住する市町村に変更があったことを把握した場合は、速やかに移住支援金を支給した市町村及び北海道に報告するものとする。

(5) 選定企業、掲載求人情報等に係る情報共有

北海道はマッチング支援における対象法人及び移住支援金対象求人データについて、市町村に共有するものとする。

(6) 求人情報等の作成支援

北海道は、受託者からの効果的な求人情報等作成支援方法の提案を基に移住支援金対象法人の求人情報等の作成支援を行う。

### 3 地方移住支援窓口機能強化事業

北海道は、地方移住支援窓口機能強化事業を実施する市町村への助言や設置される協議会への参画を担う一方、市町村は事業の主体的実施、必要に応じた協議会等の設置等を担うものとする。

地方移住支援窓口機能強化事業の実施に係る派遣元企業、派遣対象者が満たすべき要件及び派遣

対象者の活動内容は次のとおりとする。

(1) 派遣元企業に関する要件

- ア 三大都市圏に本社機能を有する企業等であること
- イ 雇用保険の適用事業主であること
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと

(2) 派遣対象者に関する要件

- ア 三大都市圏に本社機能を有する企業等で勤務していること
- イ 三大都市圏での居住・又は勤務経験があること
- ウ 市町村の地方移住支援窓口機能強化のために十分な能力を有すること

(3) 派遣対象者の活動内容

- ・都市住民の立場・視点を取り込んだ移住情報の収集
- ・移住情報の発信
- ・移住相談会、移住体験の実施
- ・移住者の受入体制の整備（ネットワークづくり）
- ・その他、移住支援窓口機能を強化する事業

#### 4 報告及び立入調査

北海道及び市町村は移住支援事業及びマッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び支給を受けた者並びに移住支援金対象法人の登録申請者及び移住支援金対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

#### (財源の負担割合)

第6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

移住支援金の地方負担については、北海道が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、北海道は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を市町村に交付することとする。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、北海道が負担する。

3 第5の3に定める地方移住支援窓口機能強化事業

事業費の地方負担については、市町村が負担する。

#### (協力)

第7 北海道と道内の市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

#### (雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業の実施に必要な事項は、北海道と道内市町村が協議して定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、令和元年6月27日から実施する。
- 3 この要領は、令和元年7月25日から実施する。
- 4 この要領は、令和元年8月28日から実施する。
- 5 この要領は、令和2年4月9日から実施する。
- 6 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

7 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

令和4年4月1日より前に道内の移住支援金を支給する市町村に転入した者については、改正後の第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

令和5年4月1日より前に道内の移住支援金を支給する市町村に転入した者については、改正後の第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この要領は、令和5年7月18日から実施する。

10 この要領は、令和5年8月22日から実施する。

11 この要領は、令和6年4月1日から実施する。